

第三十八回国会 参議院農林水産委員会會議録第三十八号

(三五七)

昭和三十六年四月二十八日(金曜日)

午後一時五十分開会

委員の異動

本日委員仲原善一君、岡村文四郎君及び安田敏雄君辞任につき、その補欠として島島徳次郎君、高橋進太郎君及び松本治一郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
亀田 得治君
東 隆君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
河野 謙三君
高橋進太郎君
重政 庸徳君
田中 啓一君
島島徳次郎君
阿部 竹松君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
棚橋 小虎君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君
水産庁次長 高橋 泰彦君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

経済企画庁水 森 一衛君
質調査課長
通商産業省企業 藤岡 大信君
局工業用水課長

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件
○漁業権存続期間特例法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨二十七日、永岡光治君及び後藤義隆君が辞任、その補欠として小林孝平君及び岡村文四郎君が選任されました。また本日、安田敏雄君が辞任、その補欠として松本治一郎君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) この際、理事の辞任についてお諮りいたします。石谷憲男君から理事を辞任したい旨の申し出がございまして、これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 異議ないと認めます。よってさう決定いたしました。ついでに、理事の辞任に伴う補欠互選は、便宜委員長から指名することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 異議ないと認めます。よって委員長は、理事に櫻井志郎君を指名いたします。

○委員長(藤野繁雄君) 漁業権存続期間特例法案(閣法第一五〇号) 予備審査を議題といたします。

本案について御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。なお、本案に対する関係当局の出席者は、水産庁から高橋次長及び林田漁政部長、通商産業省から藤岡工業用水課長、経済企画庁から森水質調査課長が出席であります。

○亀田得治君 昭和三十四年の三月から、公共用水域の水質の保全に関する法律並びに工場排水等の規制に関する法律、この二つのものができまして、それらについて汚水の問題についての対策を一つ前進させる、こういうことに相なっておりますが、この問題についての全般的な責任官庁は、企画庁のようですが、その辺のところをまずお聞きしたいわけですが、だからからでもいいです。

○説明員(森一衛君) 公共用水域の水質の保全に関する法律は、昭和三十三年の十二月二十五日に公布いたされまして、四月一日から実施いたしております。で、経済企画庁におきまして、この法律に基づきまして水質基準を作成して、それらで公共用水域の水質の汚濁の原因となる工場、事業場の他公共下水道等から排出される排水の規制をするということになっておりますので、昭和三十四年から調査を実施

いたしました。ただいま調査を継続中でございます。水質基準を定めるところにおきましては、関係の公共用水域につきまして指定水域として指定いたしまして、その指定水域に汚濁を排出する汚濁源につきまして水質基準を定めるところになっております。

○委員長(藤野繁雄君) この法律の第五条に基づきます指定水域の指定はなされておきません。ただ、今までに、企画庁におきまして調査をしている北海道の石狩川と福岡県の遠賀川につきましては、調査をおおむね完了いたしましたので、水質審議会の水質基準設定に関する特別部会を設けまして、ただいま専門家の調査審議を待っておりますわけでございます。企画庁といたしましては、できる限り早く指定水域を指定しまして、水質基準を設定したい、こういうふう

に考えておる次第であります。以上が大体の概況でございます。法律ができたけれども、まだあまりその法律の中で定められたことが進んでおらず、その点について若干問題点を聞きたいわけなんです。まず、この問題についてのこの基本計画、調査のための基本計画を企画庁が作るのだと、全国的に、何かこういうふうな義務づけられておるわけですね。この調査の基本計画というものはできておるのでしょうか。

○説明員(森一衛君) この法律の第四条によりまして、調査基本計画を作成するということになっておりますので、

で、法律施行後、全国的に、各都道府県によりまして、水質汚濁の問題を生じている水域につきまして、調査資料を得まして、おおむね百二十一条域が取り上げられて、それらの水域につきまして、調査の順序、調査水域の範囲等につきまして基本計画を作成すべくただいま準備を進めております。

○委員長(藤野繁雄君) さうすると、第四條に基づき計画はできたわけですね、計画自体は。

○説明員(森一衛君) それでは、参考資料として御提出願えますか。

○説明員(森一衛君) すでに水質審議会の答申を得ておりますので、上司の許可がございましたら、御提出申し上げることができると思っています。

○亀田得治君 じゃそれはぜひ一つ、この漁業問題と非常に関係が深いわけですので、要望しておきますから、御相談をお願いしたいと思います。

○委員長(藤野繁雄君) さうすると、調査をするための基本計画はできていて、その計画の中で百二十一条域が取り上げられておる。そのうちの石狩川と遠賀川については相

域のおおのについて、そういう、何と申しますか、こまかい調査をやつていって、その上で、どの水域のどの部分を指定水域にする、その水域についての水質基準と。この水質基準というのは、水域ごとにきまるわけですか。

○説明員(森一衛君) 指定水域と申しますのは、水域ごとに指定いたしました。その指定水域ごとに、当該指定水域に適用する水質基準を設定するという建前に法律がなっておりますので、そういうふうにいいたしたいと考えております。

○龜田得治君 その水域の中には、これは海も入るわけでしょうね。

○説明員(森一衛君) 公共用水域と申しますのは、この法律の第三条に定義がございます。沿岸海域は沿岸海域としてこの公共用水域の中に入りますので、当然指定水域は沿岸海域についても行なわれるということでございます。

○龜田得治君 この百二十一取り上げられておる水域には、たとえば伊勢湾とか、東京湾とか、大阪湾とか、こういうものはみんな入っているのですか。

○説明員(森一衛君) 調査基本計画の中には、ただいま仰せられました水域は全部入っております。

○龜田得治君 まあ石狩と遠賀川だけが調査ができた。ちよつとテンボが何かおそいように思ふのですがね。この一年間かかって二つくらいでしたら、これぞいふん先のことになりますか。

○説明員(森一衛君) 私の説明が非常に不十分でございましたので、多少誤解を招いたようでございますが、三十

四年度におきましては七水域を調査いたしました。その後三十五年度におきましては七水域を調査いたしました。すでに十四水域着手済みになっております。三十六年度におきましても、七水域につきまして調査予算を獲得いたしましたので、ただいま調査の準備を進めておるわけでございます。そして、昭和三十四年度におきまして調査をした七水域につきましては、すでに調査が完了しておるわけでございまして、その資料に基づきまして、基準設定の準備を進めております。従いまして、近々、ただいまの二水域に続きまして、江戸川と淀川につきまして部会を設けて審議をお願いしようというふうに考えておる次第でございます。その他の水域につきましても、三十五年度の調査部分につきましては、まだ若干調査すべき点もございしますので、それらが終り次第準備を進めるようにしたいと考えておるわけでござい

○龜田得治君 一年に七つずつ取り上げておられるようですが、そうしましても、百二十一ですと、まあ大きいのも小さいのもあるでしょうが、算術平均でいけば十六、七年かかるわけですね。十六、七年もかかったんじや、それはあなた、前に調査したやつがまた古くなってしまつて、変化が激しいですから、もうちよつと、せつかくそういう社会的な要望に基づいてできた法律ですから、こうどつと専門家を大動員して、一せいに調べて、仕事が終わらさつと打ち切つたらいいわけですかね。何かそういうふうなことはできないのですか。

○説明員(森一衛君) 調査基本計画に

おきましては、先ほど大体何年くらいで調査を完了するかと申すことを申し上げたので、御疑問が起つたかと思ふわけでございしますが、大体今後十カ年くらい以内に調査を完了したい、こういうふうな計画で進んでおるわけでございします。で、ただいま御質問のございましたように、全国一斉に調査に着手をして、そして早く調査を終つたらどうかという話もございしましたが、そういう方向もあろうかと思ふのでございしますけれども、私どもこの調査を手がけましてから、僅々まだ二年の経験でございまして、調査の方法につきましても、いろいろ技術的な問題がございまして、水質審議会にこの調査方法を諮問いたしまして、ようやく一年かかちましてその調査方法が一応確立したわけでございしますけれども、なお専門的にいろいろ問題点があるということを特に指摘されました。そして一応これでやっていければよろしい、こういう結論でございします。

○龜田得治君 最近のうちに指定水域なり、水質基準がきまりそうなのは、石狩川、遠賀川、江戸川、淀川も最近のうちにきまりそうなんですか。

○説明員(森一衛君) 私どもの今の見通しでは、できる限り近々その四水域につきましても、水質基準を定めたいというふうに考えるわけでございします。ただ、専門委員会をもつて構成しております特別部会の要望がございまして、なお補足調査を要するという場合もございしますので、そういう場合におきましては、多少やはりおくれることがあることはやむを得ないのではないかと申すのでございします。

○龜田得治君 近々というのは、この年末ぐらいまではそれはきまる、そういうふうには理解していいですか。

○説明員(森一衛君) 私どもはできる限りそういうふうにいいたしたいと希望しております。

○龜田得治君 それからこの法律ができるまでは、こういう調査というものはやっていなかったのですか。

○説明員(森一衛君) この法律ができる前の水質調査につきましては、私所管でございせんので、責任を持って申し上げられないのでございしますが、

て、二十人の要員をもつて担当しておるわけでございします。ただ、調査につきましては、実際の調査は各該当の都道府県の、たとえば衛生研究所というふうなところの専門機関に調査を委託いたしまして、そして資料を整備するという方法をとっております。その他各省の山先機関の専門機関をも御協力をお願いしまして、そして企画庁の水質調査が遂行されるようにと考えております。

○龜田得治君 最近のうちに指定水域なり、水質基準がきまりそうなのは、石狩川、遠賀川、江戸川、淀川も最近のうちにきまりそうなんですか。

○説明員(森一衛君) 私どもの今の見通しでは、できる限り近々その四水域につきましても、水質基準を定めたいというふうに考えるわけでございします。ただ、専門委員会をもつて構成しております特別部会の要望がございまして、なお補足調査を要するという場合もございしますので、そういう場合におきましては、多少やはりおくれることがあることはやむを得ないのではないかと申すのでございします。

○龜田得治君 近々というのは、この年末ぐらいまではそれはきまる、そういうふうには理解していいですか。

○説明員(森一衛君) 私どもはできる限りそういうふうにいいたしたいと希望しております。

○龜田得治君 それからこの法律ができるまでは、こういう調査というものはやっていなかったのですか。

○説明員(森一衛君) この法律ができる前の水質調査につきましては、私所管でございせんので、責任を持って申し上げられないのでございしますが、

既存のデータ等から判断いたしまして申し上げますと、特に水質基準を定める、水質基準を設定するという建前におきまして水質調査をしたことは、例がないのではないかと申すのでございします。しかし、この公共用水域の利用をしておりますところの上水道とか、あるいは水産関係の機関におきましては、すでにそれぞれの行政目的と申しますか、それぞれの立場において御調査なさつた資料は相当あるわけでございします。それからまた、汚濁源の側におきましても、それぞれいろいろな事件が過去において起つたわけでございします。それに伴いまして、御調査をなさつたものはあるというふうに私も承つております。

○龜田得治君 現在保全課なり、調査課に、合計二十人担当者があるようですが、これは新たにこの法律ができて入つてきた人ですか。そうでなければ、以前はどういう関係になっておりますか。

○説明員(森一衛君) 経済企画庁に設定されました定員は、新しい新規の定員でございしますが、要員は、各省のそれぞれの関係の専門官の出向をお願いいたしまして、そういう専門家によつて構成されております。

○龜田得治君 まあ、そういう経験のある専門家であれば、この調査の方法なりについても、相当考え方が熟しているのだと思ひますし、何か未経験者が初めて集まつたのだといふと、あまりいいことであつても、そう急いでやつたのでは、大へんまたミスもあり得るというところは想像できるのだけれども、予算が取れないから仕方なしにこの程度のテンボというところで

○説明員(森一衛君) 経済企画庁に設定されました定員は、新しい新規の定員でございしますが、要員は、各省のそれぞれの関係の専門官の出向をお願いいたしまして、そういう専門家によつて構成されております。

りになっておるのが実情であれば、こういうことはもう少し予算の裏づけ等もして、もっとテンポを早めることがいいわけですね。実態をつかむということは、何も延ばす必要はないと考えますからね。しかも、そういう以前からの経費もあるわけですから、そんなに間違つたものはないでしょう。あとから補充した方がいいのでしよう。こういう調査というものは、正確な調査がさらに出れば。

○説明員(森一衛君) そうです。

○委員長(藤野繁雄君) もう少し大きい声で。聞こえんから。

○説明員(森一衛君) はあ、専門家に過ぎましては、過去において水質調査の経験はある方々でございますが、水質基準を定めることを前提とするより、そういう総合的な調査につきましては、まだ十分な経験を持っておりないのでございまして、その点につきまして、私も調査をする上において技術的に苦慮しておるわけでございます。その点がやはり弱点になっております。

予算の点につきましては、まことにごもつともございまして、私も年々百二十一水城、今後十年間に調査を完了するということにいたしまして、相当今後予算の獲得につきましても努力をしなければならぬわけでございます。その点はできる限り努力いたしたいと、こういうふうに思っております。

○亀田得治君 それから工場排水等の規制に関する法律、これの施行責任者は通産省ですか。

○説明員(森一衛君) その通りでございます。

○亀田得治君 そうなりますと、調査が先ほど答弁になったような程度であれば、この工場排水等の規制に関する法律というのはまだ動いていないわけですね。所管の方から……。

○説明員(藤岡大信君) 先ほどからも御説明をいたしましたように、水質保全法、公共用水域の水質に関する法律でございますが、その法律の水域の指定、水質基準の決定がございまして初めて先生のおっしゃる通りにこの工場排水法とまわれわれ申しておりますが、この法律の実質的な施行が行なわれる、こういうふうに理解していただけております。

○亀田得治君 そうしたらこの工場排水に関する法律の担当者というものは通産省にはまだだれもいないのですか。

○説明員(藤岡大信君) 六名おります。

○亀田得治君 その六名の方は何も仕事ないじゃないですか。指定水域がきまらない、水質基準がきまらない、何をやってるのですか。

○説明員(藤岡大信君) 規制をやりますにございまして、事前にいろいろ準備がございまして、政令の制定、それから施行規則の制定とございまして、政令で申しますと三十四年十月二十八日政令第三十八号で出ております。さらに施行規則が三十五年十月十五日に大蔵、厚生、農林、通産、運輸の省令として出ております。そういうたように、法律を実際運用するにあたりましての規則を作る、さらにそれによりまして各工場等もこの法律にまだなじんでおりませんので、そういうもののPR等をいたしております、委員

等を作りましてどういうふうに実際のに行なうか、それからどういう基準で施設を設置すればそういう水質基準のものが実際に保たれるかということにつきまして研究をいたさせ、さらにそれを普及するという事務等をいたしております。

○亀田得治君 すると、まあ準備的な仕事なんですか。しかし、この二つの法律を作った場合にはともかく汚水がひどくて問題だと、昭和三十三年の十二月でして、三十四年から施行されて、四、五、六と三年目ですからね。そんな三年たつてもそういう程度にしかならないと、これからぼつぼつ企画庁の方で指定したら、その指定したところについてだけ工場排水の法律を適用して、それが適用されて初めてぼつぼついろいろな届け出などもくることになるのですか。ちよっとテンポがおそくないですかね。

○説明員(藤岡大信君) 法律自体から申しますと、今申し上げました通りでございますが、おっしゃる通り多少そういう点でのろいという御批判もあろうかと思ひまして、われわれといたしましては、まあ行政的な指導といたしまして、そういう意味で各原局を通じて工場排水法が施行をせられた際の――まあこれまでこれ全然言うてみれば野放しのところがございまして、そういうところをうろたえないようにという意味で、それから実際上施行し得るような態勢に持っていくということを中心しております。特にわれわれ一番心配しておりますのは、中小企業等でこの法律の施行のために逆にな事業が成り立たなくなるというようなことがあつては、この法律が逆に実効がな

いということになつてはこれは大へん

というので、中小企業のそういう工場排水処理施設と申しておりますが、そういう処理施設の資金につきましては、現在中小企業振興資金助成法という法律がございまして、その法律の中で、その予算でもって排水の処理施設に補助をするという業務をやっております。これは実績はあまりそう上がつてはおりませんが、予算といたしましては五千万円の予算をいただいております。来年度につきましても約五千万円程度ということで予算をいただいております。これは果がそういう中小企業の汚水処理施設をする者に対してその施設の半分以上を無利子で七年償還のお金を貸すというのを考えております。その際の貸し与える金の半分を政府が補助をするという格好になつたものでございまして。そういうような事務は、もうすでに動き出しておるものであります。現在の人員でそういうことの先ほど申しましたPRだとか、そういう法的な準備だとか、あるいは今のようないちいち中小企業に対する助成だとかいったような事務は、現在もう動き出してやっておりますわけでありまして、まあ準備態勢を整えておるといふことは全体的にはいえるというふうに思ひます。

○亀田得治君 そういう場合に、この資金援助などをして中小企業を助ける、それは非常にいいと思うのですが、一方ではまだ指定水域もないし、水質の基準もきまらないのでしよう。そういう、そちらが先に出てくること、が前提になるのじゃないですか。それがきまらないうちに今あなたが申したようなことをしても、また

だなことになると違ひますか。

○説明員(藤岡大信君) おっしゃる通りに、水質基準がきまっていらないのに、処理施設がきかないじゃないかという御疑問かと思ひますが、まあ現在いつてみますれば、ほとんど野放しに近いところが多いわけでございます。特に中小企業等で紛争が起つてくるにかかわらず、資金的に全然目当てがないために、紛争が地にもぐるといいますか、起こつておるにかかわらず、そういうことは全然表面に現れないというような事態も出て参りますので、そういうことはもう實際的に、水域指定等が、将来とも大きな水域としてとらえられないで、個々の企業者としては問題が残るわけでありまして。そういうものは、そういう施設でもしないと、水質基準が設定されるのを待っておつたのでは、事態が改善されないというところもございまして、おっしゃる通りに、水域指定及び水質基準の決定がなされないうちに、そういうことをして、さらにまた過重の負担をかける場合があり得るじゃないかというところは、心配は多少ございしますが、われわれもあつた今野放しになつておるような中小企業の排水処理施設に対しては、できるだけ何とか処理をして、そういうほかの迷惑している産業に対して、なるべく迷惑の少ないことをやつております。従ひまして、御心配になつておるような水質基準にびたり合ふかどうかという点につきましては、多少今後問題は残ると思ひます。その辺はこれは企画庁の方へ、われわれもそういう陳情はいたしておりますが、中

小企業等の密集しているところで、その産業との関連で、水質基準等がなかなかきめにくいというような場面もあるかと思ひます。そういうことで、この法律の実効が疑われるというのではないように、われわれはできるだけそういうような措置で補つていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○亀田得治君 今あなたのおっしゃったような中小工場に対する紛争の起きているところに対する処置ですね、そういうことは、工場排水等の規制に関する法律でなしにやっているわけですね。

○説明員(藤岡大信君) 私、言葉が正確でございすが、紛争と申すほどの、これは紛争といへば、今の水質基準の方の公共用水域の水質の保全に関する法律の方で律するべき部分でございすが、そういう意味の紛争というふうなことで至っていないというところは、ただ実態問題として、工場側の問題が持ち込まれて、工場の方としては何とかしたいと思つておつて、紛争という程度までには至っていないというふうなものがほとんどございまして、実際上の紛争が起きたからやうなものであるというふうな意味の、世間一般でいっているような紛争とは少し意味が違ひまして、私の申しました言葉が多少正確でございまして、そういうところが多いということとを申し上げているので、そういうものがないところも、中小企業は新しく立地するために、紛争が起これるからという意味で、やうなものであるものもございまして、起こつたからやうなということばかりではございません。

誤解をされるような言い方をしました。

○亀田得治君 いや、それは紛争が起こっている場合もあるし、起こるかもしれないと思はれるような場合も、それはいろいろあるでしょうが、その点は私、大して重視しているわけじゃないのでして、ただそういう中小企業の排水処理施設について、今おっしゃったような仕事を通産省としてしておるようですが、その仕事は工場排水法によつてやうなものであるのじゃないわけですね。その点を聞いています。何か事実上のそういうお話をやうなものであるのですか。

○説明員(藤岡大信君) 中小企業振興資金助成法という法律でございまして、工場排水法の方では、国がそういう資金の援助等のあつせんに努めるものとす、という条項がございまして、われわれとしては、そういう条文の実行をしようというふうに考えております。従ひまして、予算のつくところ等は、中小企業庁でございまして、中小企業庁のそういうものを一括してやうなおりますので、われわれとしましては、そういう予算の取りまとめ及び要求等が、その部内でございまして、われわれは同じものを中小企業庁に持つて入つて、中小企業庁の予算要求の中に入れて、話をしております。従ひまして、われわれの方といたしましては、工場排水法の第十六条の実行をしようというつもりでいたしておりますが、予算の内容としましては、中小企業庁の方の予算ということになっております。

○亀田得治君 工場排水法の方は、水域がますます、水質基準がきまつて、そうしてこの関係の工場が届け出なをしようとするというところになるわけでございます。それから、その本筋の工場排水法の主体になつてるところは、まだ眠つていて、ただこの多量に付加的な、今おっしゃったような、国がしてもいいようなことが書いてあるわけですが、そつちの方だけをやっていくと、こういうわけですね。まあいいです、大体わかりましたから、そこで通産省の皆さんが、この工場を建てようというところ、この汚水という問題がそれに関連して起こる。ところが、その汚水というものを完全にとめるような義務を中小企業に負わす、その中小企業は非常に困る場合がある、と、こういうことをさつきからおつちやうな問題が起きました。そういう二つ衝突する問題が起きました。どういふ考え方で指導していただきますか。

○説明員(藤岡大信君) これは問題が、水質保全法の問題だと思ひますが、水質保全法の目的にあるような精神で、「水質の汚濁に関する紛争の解決に資するため、これに必要な基本的事項を定め、もつて産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与する」、この産業の相互協和をはかるということを中心にして、われわれやうなつもりでございまして、

○亀田得治君 この水質保全法の目的に書いてあるのは、そういう抽象的な言葉であります。問題は、この完全な汚水処理施設を中小企業者に作らうというところになると、それが非常に企業

上の負担になると、こういう場合に、汚水の方を多少大目に見ても中小企業が成り立つていくような方向で考えるのか、あるいは多少経営上のそういう困難性が出てきても汚水というものは絶対至上命令なんだ、こういうふうな考え方のなか、どつちかということですね。

○説明員(藤岡大信君) それはまあケース・バイ・ケースで、だいたい場合にやうな違ひと思ひますが、今申し上げましたように、他の産業並びに公衆衛生というものの兼ね合いではないかというふうに考えます。たとえば公衆衛生上どうしても看過しがたいようなものがあるのに、中小企業で能力がないからというところはできないというところは言えないんじゃないかといふふうに思ひます。他の産業に甚大な被害を及ぼしておるのに、その企業者が生き残るためにはやむを得ないじゃないかというのを認めるといふことでもないと思ひます。先ほど申し上げましたように、産業間の相互協和と公衆衛生の確保ということが目的ではないかというふうに考えております。

○亀田得治君 それは、相互協和とかそんなことを言つても汚水による被害というものは、被害を受ける方はこれは何らの罪も何もないわけですね。全く外からきたこれは難題ですね。そういう性格でしよう。それで、一般的には不特定多数の人にそういう難題が降りかかつてくるわけですね。その原因となつていくものは特定の人のやうな工場ですから、営利事業なんです、多くの場合ね。だから、そういうふうに考えた場合、そこら辺の考え方を、相互間の協和とか、そんなことじゃなしに、もつとつきりとした考え方を立てませんといけないんじゃないですか、腹がまんが。その腹がまんがしやんとしきませんとね、せつかくこういう二つの法律ができたとしても、実際なかなか活用されない。しかし、ほつとちやいかぬというので、こういう法律ができておるのですが、その運用する責任者がやはり法律が作られたほうの趣旨というものをよくとらんと考えて、よほど強硬にいかぬと結局はこの法律というものは空文にされてしまふおそれがある。非常に悪いことですよ、そんなことは。それでまあお聞きするわけですが、ケース・バイ・ケースだとか、そんなことを言つては、結局はもう悪い現状といふものは仕方がないんだといふことでみんな認めていってしまう。まあ多少は今までもよくなるでしようけれども、その辺のところをお聞きしたいのです。皆さんの内部においては、どういふふうな議論をされているのですか、そういう問題について。

○説明員(藤岡大信君) 通産省の最近の、まあ水質保全法ができたあと、あるいは工場排水法ができたあとの動向をいたしましては、全体に公害といひますか、先生が先ほどおっしゃいましたやうな、一般に公害を及ぼすやうなものはできるだけこれを避けるという方向に、まあ水の問題だけではない、公害の除去というものをもう少し真剣に考えるべきではないかといふので、現在では煙の問題を研究をいたしております。そうしてできるだけ近い将来に煙に対しての何らかの規制措置ができるんじゃないかといふことを今研究中でござい

ます。まあ、実際上予算も取って調査をいたしております。そういった水に始まった一連の措置をいたしまして相当、会社、工場側には強硬な措置を考へるぞという指導をいたしております。

御承知のように、工場排水法におきましても第七条及び第十二条に、「汚水等の処理の方法の改善等の命令」というような非常にきつい言い方をいたしております。中には特定施設——特定施設というふうに法律用語でうたっておりますが、これはまさに生産施設でございますが、それは一時停止をやつてもよろしいというようにあります。法律の内容でもうたつておるのであります。この規制措置としては相当強いことをやるのだというところは法律の中からうかがえるわけでございます。

一般的傾向といたしましては各工場での認識が一般の保安といひますか、われわれまあ言ひ方は企業の公共性といふことを言つております。企業はもうけさえすればいいといふことではなしに、企業はやはり公共の中にある企業である。公共性を持たないといひますか、公共に迷惑をかけてその企業だけがもうけるというところは企業としては下の下であるという思想はだぶ強まって参りました。企業自体でもそういう問題を考へておりました。中には、たとへば煙等の問題につきましても目的的にその処理をやるような施設を考へつたところというふうな事柄にもなつて参つておるわけでござい

す。われわれの方の基本的な態度は、そういう公害を除くことと申しますか、公害を除くということが基本的な態度で

ございまして。ただ、この法律にありま

すように、ただ一方面的なことだけではな

いといふことはこれはわかつていた

だけると思ひますが、全体的な考へ方

といたしましては、この公害を除いて

そうして企業を健全に発達させるとい

ふことが基本的な態度だと、こういう

ふうにして思つております。

〇亀田得治君 この伊勢湾ですね、四

〇説明員(藤岡大信君) この問題は企

画庁の問題かとも思ひますが、われわ

れの方も廃液の汚濁が地元で問題に

なつていて、地元でも協議会を作つて

調査に乗り出しておる、果自身が乗り

出しておるといふことを聞いておりま

す。なお、この問題についての調査等

つきましては、企画庁の方で何か別

にお考へがあるように聞いております。

〇亀田得治君 何か企画庁で考へ方

があるのか、あつたら聞かして下さ

い。

〇説明員(森一衛君) 四日市市地先海

域の水質汚濁の問題につきましまして

は、先ほど工業用水課長が説明された通り

でございますが、この水域につきまし

ては、三重県がすでに三十五年度から

調査に着手いたしまして、水産物が油

くさくなるその着臭の原因につきまし

て調査研究をしておるうちに私も聞

いております。三十六年度におきまし

ても、三重県において引き続き調査を

継続するという連絡を企画庁におきま

しても受けております。この水域にお

ける水産物の油くさくなるこの問題

は、魚価を低下させまして、水産業に

多大の損害を与えているといふことで

ございまして、経済企画庁もこれを

重視しまして、三十六年度の三重県の

調査には、私も全面的な協力をいた

しまして、できる限り実際の把握に努

力をしたいといふふうに考へておりま

す。私も、企画庁の調査方法を三

重県と協議いたしまして、現地に

まする大学の調査研究と相俟つて、で

きる限り早い機会に調査資料を得て対

策を考へていきたいといふふうに目下

準備を進めておる次第でございます。

〇亀田得治君 これは、企画庁なり通

産省の立場として、工場側に何らか打

つ手といふものはないんでしょいか。

ともかく調査されていることはこちら

も聞いておるが、調査の結果原因は大

体わかつておるわけですから、それは

まあ石油以外の原因も多少付加されて

いるかもしれないが、両者が一緒にな

れば、多少ほかのものがあつたつ

て、大した影響はないと思ふんです。

そんなことかといふことも議論して

いるよりも、現に毎日々々そういう

被害が起きているわけですからね。私

は、通産省などがもつときせんたる態

度をとれば、工場側をしていろいろ適

切な処置をとらし得ると思ふんです

が、四日市もまだそういう指定水域

になつておらぬし、伊勢湾の水質基準

といふものもきまつておらない。従

つて、この二法は適用はできないでし

ょ。この二法は適用できるなら、強硬

な命令なども出せるようになっており

ますけれども、しかし、どうもさつき

からの仕事ぶりだと、だいたい先のこ

つになる。だが、この被害は毎日々々続

いておるわけですからね。何か手の打

ち方があるでしよいか。あんな工場で

すから、融資等についても政府の世話

にもなつておるだらうし、ある程度。

〇説明員(森一衛君) 工場の水質保全

に関する指導監督につきましましては、後

ほど通産省の方から御説明があるかと

思ふのでありますが、公共用水域の水

質の保全に関する法律は水質基準を設

定するといふ仕事だけでございまして

で、いわゆる水質保全法に基づいて水

質基準を設定する前に指導を強制する

といふことはちよつとできないのでは

ないかといふふうに私も考へており

ます。応急的な対策にございまして何

か方法はなにかといふことでございま

す。私もまだ現地を見たりして

ので、近い将来向こうに参りまして

して三重県と協力して現地の調査をす

る予定にしておりますが、聞くところ

によりますと、すでにこの石油精製

社でございまして、相当な施設をして

おるといふことでございまして、た

だ、三重県側の調査によりますと、や

はり油分を相当含んだ廃液を出してい

るという報告を受けておるわけござ

います。それが原因であるかどうか

につきましては私もまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

ございましては私どもまだ確実なことは

かあまりタッチせん。あんまり工場にそんなことをどなり込むと、通産省はちつと困るのかね。そんなことないでしよう。通産省、どうなんだね。

○説明員(藤岡大信君) 四日市地区におきましては、石油工場及び石油化学工場、肥料工場等の工場がございまして、廃液を排出しておるのであります。この汚水処理施設につきましては、ただいま森課長からも言いましたように、石油精製工場を作る際には、石油精製からの排水処理につきまして、処理施設を作るといふことを指導はいたしております。そうしてその処理施設は、まあ従来の石油精製工場に比べて、まあ相当膨大な費用を費やしまして、しかも長い水路のうちで、まあ繰り返し繰り返し処理をするというような方法で、相当程度高度に処理をしておるというふうに私も現に見て知っておるわけでありまして、ただいま森課長からのお話によりますと、それによつてもまだ油が出るというのを、何か確認されておるようなお話でございまして、あの工場におきましてはそういう別な工場の話かもしれませんが、そういうことはあまりないのじゃないかというふうな、私はまあ見た範圍ではそういうふうに承知しております。

それから、化学工場につきまして、肥料工場でございまして、これは先ほどの御説明にはしてありませんが、鉱工業技術試験研究補助金という制度がございまして、これはわれわれの方の工業技術院の試験研究補助金といったしまして、その中で排水の処理施設についての試験研究をやらせておる。この中で化学工場で、そういう四日市の工場でそういう試験をいたしております。

して、これには試験の補助金を出しております。あるいは今年あたりがそろく企業化ができるのじゃないかというふうなところまで、相当試験が進んでいるはずでございまして。これは石油のにおいとは直接関係はございませうが、その工場につきましては、そういうふうな有用物の回収というような方法で排水の処理施設に対しての補助をいたしております。また工場全体につきましては、工場排水法が制定されたことでもございまして、先生の今おっしゃいましたような、法律が制定されてないからいいのだというようなことは絶対ないように、われわれ周知徹底をはかつており、三重県の試験も、そういう意味で調査を開始したようでございます。し、われわれの方にも三重県からも御連絡がございまして、主管官庁としては企画庁でございまして、われわれの方もそれに積極的に協力をして、調査に御協力をするという事で、この対策を早く確立したい、こういうふうに思っております。

○亀田得治君 だいぶごまかいことを教えていただいてお礼申し上げますが、これもかくこういふ具体的に起きている問題、毎日損害を与えているわけですから、もっと積極的に問題を解決するように、一つ関係者の間で努力してほしいと思ひます。できるだけ早く、こういうふうに処理ができたというふうに一つ報告をいただきたいというふうに希望しておきます。

○委員長(藤野繁雄君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、中原善一君及び岡村文四郎君が辞任され、その補欠として島島徳次

郎君、高橋進太郎君が選任されました。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけて。本案については、本日はこの程度にいたします。これをもって散会いたします。

午後三時十五分散会